

平成 20 年 5 月 28 日

各 位

石原産業株式会社
取締役社長 織田健造

化管法違反に関する過料決定について

当社は、昨日、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（以下、「化管法」といいます。）違反により、非訟事件手続法に基づく審理の結果大阪地方裁判所から過料金 8 万円の決定を受けましたのでご報告申し上げます。

本件は、化管法 5 条 2 項の規定に基づく届出において、当社が平成 13 年度から平成 16 年度まで同法所定の物質の一部の排出量について虚偽の届出を行っていたことから、今年 5 月 14 日、経済産業省及び環境省が同法 24 条 1 項に基づき、大阪地方裁判所に過料の適用を求める通知を行ったことによるものです。当社といたしましては、本決定に対する不服申し立てを行うことなく、本過料金を支払う予定であります。

なお、当社は、5 月 14 日付け「コンプライアンス総点検結果等のご報告について」にて公表しました通り、本問題に既に対応済みではありますが、この違反の事実を重く受け止め、二度とこのような問題を発生させないようコンプライアンス前提の経営を徹底し、再発防止に全力を尽くしてまいります。

以上

問い合わせ先：石原産業株式会社

取締役（IR 担当） 炭野泰男

TEL 06-6444-1850

FAX 06-6443-2215